

諏訪市企業管理規程第 6 号

諏訪市公営企業会計規程の一部を改正する規程

諏訪市公営企業会計規程（平成 22 年諏訪市企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「諏訪市財務規則（昭和 55 年諏訪市規則第 1 号。以下「財務規則」という。）第 146 条第 2 項に規定する諏訪市税等口座振替依頼書又は水道料金等口座振替依頼書」を「次に掲げる方法のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1）諏訪市財務規則（昭和 55 年諏訪市規則第 1 号。以下「財務規則」という。）第 146 条第 2 項第 1 号に規定する諏訪市税等口座振替依頼書を提出する方法
- （2）財務規則第 146 条第 2 項第 2 号に規定する諏訪市口座振替 WEB 申込サービスに必要事項に係る情報を入力し、及び送信する方法
- （3）水道料金等口座振替依頼書を提出する方法

附 則

この管理規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。